

令和2(2020)年度介護職員処遇改善加算及び 介護職員特定処遇改善加算の届出について

令和2(2020)年度の介護職員処遇改善加算(以下、「処遇改善加算」という。)及び介護職員等特定処遇改善加算(以下、「特定加算」という。)を算定(新規及び継続)する事業所は、処遇改善計画書の届出が必要です。提出期限の令和2年4月15日(水)までに届出がない場合は加算の算定が遅れることとなりますので御注意ください。

なお、今回の届出から、処遇改善加算と特定加算の様式が一体化されたため、原則、以前の様式では届出を受理できませんので御注意ください。

また、記入漏れなど書類に不備がある場合も受理できないことがありますので、十分確認の上、送付してください。

1 届出

(1) 提出方法及び提出先

●提出方法 郵送

●提出部数 1部

●提出先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県長寿介護課 居宅介護担当

※封筒には、「令和2年度介護職員処遇改善加算等届出関係書類在中」と朱書きしてください。

(2) 提出期限

令和2年4月15日(水) (当日消印分まで有効)

(3) 提出書類

届出様式は、県庁ホームページに掲載されていますので、ダウンロードしてください。

●掲載先 県庁ホームページトップ>健康・福祉>高齢者・介護>介護保険>

令和2(2020)年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について

①計画書(別紙様式2-1、2-2、2-3)

必ず提出してください。

- ・介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 別紙様式2-1
- ・介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表) 別紙様式2-2
- ・介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表) 別紙様式2-3

②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等

加算区分を変更する場合(加算Ⅱ→加算Ⅰなど)や初めて加算を算定する場合は、提出してください。

併せて、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」も提出してください。

なお、別紙様式2-2又は2-3で複数の事業所を一括して届け出る場合、事業所(サービス種類)ごとに当該届出書及び一覧表を提出してください。

2 加算対象サービス及び加算率

下記のとおりです。

加算算定対象サービス

サービス区分	介護職員処遇改善加算					介護職員等特定処遇改善加算	
	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率					サービス提供体制強化加算等の算定状況に応じた加算率	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)に該当(ア)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)に該当(イ)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)に該当(ウ)	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)に該当(エ)	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)に該当(オ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)に該当	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)に該当
訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	(ウ)により算出した単位(一単位未満の端数四捨五入)×0.9	(ウ)により算出した単位(一単位未満の端数四捨五入)×0.8	6.3%	4.2%
夜間対応型訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%			6.3%	4.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%			6.3%	4.2%
(介護予防)訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%			2.1%	1.5%
通所介護	5.9%	4.3%	2.3%			1.2%	1.0%
地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%			1.2%	1.0%
(介護予防)通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%			2.0%	1.7%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%			1.8%	1.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%			1.8%	1.2%
(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%			3.1%	2.4%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%			1.5%	1.2%
看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%			1.5%	1.2%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%			3.1%	2.3%
介護福祉施設サービス	8.3%	6.0%	3.3%			2.7%	2.3%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%			2.7%	2.3%
(介護予防)短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%			2.7%	2.3%
介護保健施設サービス	3.9%	2.9%	1.6%			2.1%	1.7%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%			2.1%	1.7%
介護療養施設サービス	2.6%	1.9%	1.0%			1.5%	1.1%
(介護予防)短期入所療養介護	2.6%	1.9%	1.0%			1.5%	1.1%
(病院等(老健以外))	2.6%	1.9%	1.0%			1.5%	1.1%
介護医療院サービス	2.6%	1.9%	1.0%			1.5%	1.1%
(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	2.6%	1.9%	1.0%			1.5%	1.1%

表2 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

3 加算の区分と要件

処遇改善加算

処遇改善加算の区分は以下のとおりです。

区分	要件
加算Ⅰ	キャリアパス要件(1)(2)(3)及び職場環境等要件の全てを満たす事業者
加算Ⅱ	キャリアパス要件(1)(2)及び職場環境等要件の全てを満たす事業者
加算Ⅲ	キャリアパス要件(1)又は(2)のいずれかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす事業者
加算Ⅳ	キャリアパス要件(1)又は(2)又は職場環境等要件のいずれかを満たす事業者
加算Ⅴ	キャリアパス要件(1)及び(2)及び職場環境等要件のいずれも満たしていない事業者

要件については以下のとおりです。

①キャリアパスに関する要件

取得する処遇改善加算の区分に応じた要件が定められています。

詳細は、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和2年3月5日発、老発0305第6号）」別紙様式2-1の3にある「キャリアパス要件について〈処遇改善加算〉」にて御確認ください。

②職場環境等に関する要件

（加算Ⅰ・加算Ⅱの場合）

・平成27年4月から介護職員処遇改善計画書の届出の日の属する月の前月までに取り組んだ処遇改善（賃金改善を除く）の内容（「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和2年3月5日発、老発0305第6号）」別紙1表4職場環境等要件）を全ての介護職員に周知していること。

（加算Ⅲ・加算Ⅳの場合）

・平成20年10月から介護職員処遇改善計画書の届出の日の属する月の前月までに取り組んだ処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和2年3月5日発、老発0305第6号）」別紙1表4職場環境等要件）を全ての介護職員に周知していること。

特定加算

特定加算の区分は「特定加算Ⅰ」又は「特定加算Ⅱ」のいずれかです。

区分	要件
特定加算Ⅰ	①介護福祉士の配置等要件、②処遇改善加算要件、③職場環境等要件及び④見える化要件の全てを満たす
特定加算Ⅱ	②処遇改善加算要件、③職場環境等要件及び④見える化要件の全てを満たす

要件については以下のとおりです。

① 介護福祉士の配置等要件

サービス提供体制強化加算の最も上位の区分（訪問介護にあつては特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）、特定施設入居者生活介護等にあつてはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ又は入居継続支援加算、夜間対応型訪問介護（夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定する場合）にあつてはサービス提供体制強化加算（Ⅱ）イ、地域密着型通所介護（療養通所介護費を算定する場合）にあつてはサービス提供体制強化加算（Ⅲ）、介護老人福祉施設等にあつてはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ又は日常生活継続支援加算）を算定している必要があります。

② 処遇改善加算要件

処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定している必要があります。処遇改善加算Ⅳ、Ⅴの場合は特定加算を取得できません。

ただし、特定加算と同時に処遇改善加算にかかる計画書の届出を行い、処遇改善加算ⅠからⅢのいずれかを取得した場合、対象となります。

③ 職場環境等要件

平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに取り組んだ処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知する必要があります。

なお、この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、「「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和2年3月5日発、老発0305第6号）」別紙1表4職場環境等要件」にある、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の各区分からそれぞれ1以上の取組を行う必要があります。

④ 見える化要件

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していることが必要となります。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を

報告し賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載してください。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表してください。

4 届出内容を証明する資料の保管及び提示

処遇改善加算等を取得しようとする介護サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管してください。また、県又は市町村から求めがあった場合には速やかに提示する必要があります。

- ① 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程、キャリアパス要件Ⅰに係る任用要件及び賃金体系に関する規程、キャリアパス要件Ⅲに係る昇給の仕組みに関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）
- ② 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等

5 計画書等の職員への周知等

処遇改善加算等の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知する必要があります。

6 変更の届出について

処遇改善加算届出書の内容について、以下について変更があった場合、「介護職員処遇改善加算変更届」又は「介護職員等特定処遇改善加算変更届」により、必要書類を添えて、届け出てください。

- ① 会社法による吸収合併、新設合併等による介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合
- ② 複数事業所を一括して届け出ている事業者において、事業所等の増減（新規、廃止等）があった場合
- ③ 就業規則等の改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）があった場合
- ④ キャリアパス要件等に関する適合状況を変更（要件を満たすことに伴う変更等）する場合
- ⑤ 介護福祉士の配置等要件の適合状況の変更により、特定加算の区分が変更となった場合
- ⑥ 「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和2年3月5日発、老発0305第6号）」別紙様式2-1の2(1)④ii)、2(2)⑥ii)、⑦ivの額に変更がある場合（上記①から⑤までのいずれかに該当する場合及び「特別事情届出書」に該当する場合を除く。）

7 留意事項

- ・提出する計画書について、押印の必要はございません。
- ・宮崎県以外の指定権者（市町村等）から指定を受けている場合、市町村等へも指定の様式で計画書等を提出してください。
- ・当該加算の届出及び請求等に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合があります。